

令和 7 年 1 月 22 日

担 当 課	長崎県警察本部警務部会計課
県庁内線	3887
局線番号	095-820-2110（内線 2233）
担当者名	契約係 内川

不誠実な行為を起こした有資格業者の指名停止について
標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1 指名停止となった有資格業者

名称 株式会社 第三電機
許可番号 知事許可 第 2756 号
所在地 長崎市松が枝町5-39

2 指名停止の期間

令和 7 年 1 月 23 日 から 令和 7 年 4 月 22 日まで （3 か月）

3 指名停止の理由

長崎県警察本部発注の長崎市上小島バス停先外20か所交通信号機改良工事において、落札決定後、下請け業者が確保できず自社だけでの施工は困難であるとの理由で契約締結を辞退したための措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領
第 2 条「別表第 2 第10号（不正又は不誠実な行為）」に該当